

柏市国民保護計画新旧対照表

修正箇所	新	旧	変更の必要性
はじめに	(削除)	<p>はじめに</p> <p>大国間による全面戦争の可能性は小さくなったものの、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などが原因と思われる地域紛争やテロが世界各地で発生するに至っている。</p> <p>また、平成13年9月11日には米国での同時多発テロにより、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、その後も世界各地でテロが引き起こされ犠牲者が増え続けている。</p> <p>我が国においても、本格的な侵略行為を受ける蓋然性は低下しているものの、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。</p> <p>このことから、国では平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」※が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」など有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備された。</p> <p>世界の恒久平和の実現は、柏市住民共通の願いであり、平和を維持するためには、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要ではあるが、これら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす不条理な事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことであると考えるところである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の国際状況を鑑みて削除</li> </ul>

		<p>市は、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、またはそのおそれがある場合に備え、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、国民保護計画を策定し、市としての責務を適切に果たしていきたいと考える。</p> <p>※平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称</p>													
第1編 第4章 1 8 p	<p>標高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標高</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高 約30.9m 南増尾周辺</td> <td>114.74km<sup>2</sup> (令和5年4月1日現在) 国土地理院</td> </tr> <tr> <td>最低 約 0.1m 水道橋周辺</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標高	面積	最高 約30.9m 南増尾周辺	114.74km <sup>2</sup> (令和5年4月1日現在) 国土地理院	最低 約 0.1m 水道橋周辺		<p>標高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標高</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高 約30.9m 南増尾周辺</td> <td>114.74km<sup>2</sup> (平成17年4月1日現在) 国土地理院</td> </tr> <tr> <td>最低 約 0.1m 水道橋周辺</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標高	面積	最高 約30.9m 南増尾周辺	114.74km <sup>2</sup> (平成17年4月1日現在) 国土地理院	最低 約 0.1m 水道橋周辺		・現在日修正
標高	面積														
最高 約30.9m 南増尾周辺	114.74km <sup>2</sup> (令和5年4月1日現在) 国土地理院														
最低 約 0.1m 水道橋周辺															
標高	面積														
最高 約30.9m 南増尾周辺	114.74km <sup>2</sup> (平成17年4月1日現在) 国土地理院														
最低 約 0.1m 水道橋周辺															
第1編 第4章 3 9 p	<p>3 気象</p> <p>気候は、温暖な千葉県の中で、冬の気温は比較的低温、<u>平成30年度</u>からの5年間の平均気温は<u>16.3℃</u>、最高気温は<u>40.1℃</u>、最低気温は<u>-4.5℃</u>である。</p>	<p>3 気象</p> <p>気候は、温暖な千葉県の中で、冬の気温は比較的低温、<u>平成24年度</u>からの5年間の平均気温は<u>15.9℃</u>、最高気温は<u>38.3℃</u>、最低気温は<u>-4.4℃</u>である。</p>	・統計数値の修正												
第1編 第4章 4 9 p	<p>4 人口分布</p> <p>(1) 人口と世帯</p> <p>東京都心からわずか30km圏にある柏市は、我が国経済の高度成長期以降、東京圏への人口集中の影響を直接受け人口が著しく増加し、平成元年には30万人を突破し、<u>平成22年に40万人を突破した。</u></p> <p>この間の人口増加の傾向を見ると、人口10万人から20万人へは10年を要したのに対し、20万人から30万人へは14年、<u>30万人から40万人へは22年かかっており、人口増加の勢いは次第に緩やかになってきている。</u></p>	<p>4 人口分布</p> <p>(1) 人口と世帯</p> <p>東京都心からわずか30km圏にある柏市は、我が国経済の高度成長期以降、東京圏への人口集中の影響を直接受け人口が著しく増加し、平成元年には30万人を突破した。</p> <p>この間の人口増加の傾向を見ると、人口10万人から20万人へは10年を要したのに対し、20万人から30万人へは14年かかっており、人口増加の勢いは次第に緩やかになってきている。</p>													

	<p>なお、平成17年3月28日に沼南町と合併した。</p> <table border="1" data-bbox="371 308 1055 427"> <thead> <tr> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> <th>1世帯当人口 (人/世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>432,450</td> <td>194,837</td> <td>3,769.0</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年10月1日現在 千葉県毎月常住人口</p> <p>(2) 昼夜間人口 (単位: 人)</p> <table border="1" data-bbox="371 547 1055 667"> <thead> <tr> <th>夜間人口 (A)</th> <th>流出口 (B)</th> <th>流入人口 (C)</th> <th>昼間人口(D) (A)-(B)+(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>426,468</td> <td>110,633</td> <td>75,482</td> <td>391,317</td> </tr> </tbody> </table> <p>流出口とは、市内に常住する者で、昼間市外に就業・通学する者  流入人口とは、市外に常住する者で、昼間市内に就業・通学する者  ※令和2年10月1日国勢調査</p>	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	1世帯当人口 (人/世帯)	432,450	194,837	3,769.0	2.2	夜間人口 (A)	流出口 (B)	流入人口 (C)	昼間人口(D) (A)-(B)+(C)	426,468	110,633	75,482	391,317	<p>なお、平成17年3月28日に沼南町と合併した。</p> <table border="1" data-bbox="1122 308 1805 427"> <thead> <tr> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> <th>1世帯当人口 (人/世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>432,806</td> <td>193,654</td> <td>3,772.06</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年10月1日現在 千葉県毎月常住人口</p> <p>(2) 昼夜間人口 (単位: 人)</p> <table border="1" data-bbox="1122 547 1805 667"> <thead> <tr> <th>夜間人口 (A)</th> <th>流出口 (B)</th> <th>流入人口 (C)</th> <th>昼間人口(D) (A)-(B)+(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>413,954</td> <td>114,825</td> <td>75,030</td> <td>374,159</td> </tr> </tbody> </table> <p>流出口とは、市内に常住する者で、昼間市外に就業・通学する者  流入人口とは、市外に常住する者で、昼間市内に就業・通学する者  ※平成27年10月1日国勢調査</p>	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	1世帯当人口 (人/世帯)	432,806	193,654	3,772.06	2.2	夜間人口 (A)	流出口 (B)	流入人口 (C)	昼間人口(D) (A)-(B)+(C)	413,954	114,825	75,030	374,159	
人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	1世帯当人口 (人/世帯)																																
432,450	194,837	3,769.0	2.2																																
夜間人口 (A)	流出口 (B)	流入人口 (C)	昼間人口(D) (A)-(B)+(C)																																
426,468	110,633	75,482	391,317																																
人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	1世帯当人口 (人/世帯)																																
432,806	193,654	3,772.06	2.2																																
夜間人口 (A)	流出口 (B)	流入人口 (C)	昼間人口(D) (A)-(B)+(C)																																
413,954	114,825	75,030	374,159																																
<p>第1編 第4章 6 10p</p>	<p>6 鉄道</p> <p>柏駅を中心に東西に東日本旅客鉄道(株) (常磐線)、南北に東武鉄道(株) (東武アーバンパークライン) が走っており、駅はそれぞれ3駅、6駅の合計9駅が設置されている。また、市北部に首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス) が走っており、2駅が設置されている。この他、市南部に北総鉄道(株) (北総線) が走っているが、駅は無い。</p> <p>中でも東日本旅客鉄道(株) (常磐線) と東武鉄道(株) (東武アーバンパークライン) が交差して、ターミナル駅となっている柏駅の乗降客数は、2社合わせて1日平均約3.5万人であ</p>	<p>6 鉄道</p> <p>柏駅を中心に東西に東日本旅客鉄道(株) (常磐線)、南北に東武鉄道(株) (東武アーバンパークライン) が走っており、駅はそれぞれ3駅、6駅の合計9駅が設置されている。また、市北部に首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス) が走っており、2駅が設置されている。この他、市南部に北総鉄道(株) (北総線) が走っているが、駅は無い。</p> <p>中でも東日本旅客鉄道(株) (常磐線) と東武鉄道(株) (東武アーバンパークライン) が交差して、ターミナル駅となっている柏駅の乗降客数は、2社合わせて1日平均約4.0万人であ</p>	<p>・統計数値の修正</p>																																

<p>第1編 第4章 6 10p</p>	<p>る。</p> <p>7 自衛隊施設</p> <table border="1" data-bbox="376 309 1084 587"> <tr> <td data-bbox="376 309 490 587">柏市 藤ヶ谷</td> <td data-bbox="490 309 602 587">海上自 衛隊</td> <td data-bbox="602 309 1084 587">下総航空基地 ：教育航空集団司令部，下総教育航空 群司令部，移動通信隊，第3術科学 校，航空補給処下総支処，第203教育 航空隊，第203整備補給隊，下総航空 基地隊，下総システム通信分遣隊，下 総情報保全派遣隊</td> </tr> </table>	柏市 藤ヶ谷	海上自 衛隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部，下総教育航空 群司令部，移動通信隊，第3術科学 校，航空補給処下総支処，第203教育 航空隊，第203整備補給隊，下総航空 基地隊，下総システム通信分遣隊，下 総情報保全派遣隊	<p>る。</p> <p>7 自衛隊施設</p> <table border="1" data-bbox="1126 309 1821 587"> <tr> <td data-bbox="1126 309 1240 587">柏市 藤ヶ谷</td> <td data-bbox="1240 309 1352 587">海上 自衛 隊</td> <td data-bbox="1352 309 1821 587">下総航空基地 ：教育航空集団司令部，下総教育航空 群司令部，移動通信隊，第3術科学 校，航空補給処下総支処，第203教育 航空隊，第203整備補給隊，下総航空 基地隊，下総システム通信隊，下総警 務分遣隊</td> </tr> </table>	柏市 藤ヶ谷	海上 自衛 隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部，下総教育航空 群司令部，移動通信隊，第3術科学 校，航空補給処下総支処，第203教育 航空隊，第203整備補給隊，下総航空 基地隊，下総システム通信隊，下総警 務分遣隊	<p>・現在の 状況を反 映</p>
柏市 藤ヶ谷	海上自 衛隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部，下総教育航空 群司令部，移動通信隊，第3術科学 校，航空補給処下総支処，第203教育 航空隊，第203整備補給隊，下総航空 基地隊，下総システム通信分遣隊，下 総情報保全派遣隊							
柏市 藤ヶ谷	海上 自衛 隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部，下総教育航空 群司令部，移動通信隊，第3術科学 校，航空補給処下総支処，第203教育 航空隊，第203整備補給隊，下総航空 基地隊，下総システム通信隊，下総警 務分遣隊							
<p>第1編 第4章 8 11p</p>	<p>(1) 産業経済</p> <p>ア 商業</p> <p><u>柏市には市街地に加え，幹線道路沿いにも多様な商業施設が数多く集積し，周辺市からの購買力も吸引するなど商業機能が充実している。しかし近年，柏駅周辺地区の商業施設の勢いがやや頭打ちとなっていることなどを背景に，年間商品販売額はわずかながら減少傾向にある。今後も年間商品販売額は高水準を維持するものの，全国的な人口減少や都市間競争の激化などを背景に緩やかな減少基調で推移することが想定される。</u></p> <p>イ 工業</p> <p><u>本市には十余二工業団地など9つの工業団地が立地しているが，その多くが昭和40年代に形成されたもので，老朽化が進んでいる。また，近年の市内からの工場移転の動きなども背景に，本市の製造業は，従業者数，製造品出荷額等ともに減少傾向にある。</u></p> <p>ウ 農業</p> <p><u>本市は，有数の野菜産地として都市農業が盛んである一方，農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の耕</u></p>	<p>(1) 産業経済</p> <p>本市の商業は，広域商業都市としての商圏は16市3町にわたり，商圏人口約237万人，吸引人口約70万人，吸引率29.6%となっている。(平成28年度柏市商業実態調査報告書)</p> <p>近年では，近隣市町村に商業施設の集積が進み，商圏の中心都市としての機能は果たしながらも，都市間競争が激しさを増している。</p> <p>また，市北部地域は，つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に伴い，新たな商業集積が見込まれることから，柏駅周辺地区は，これらの地域との区別，性格分けを行うなど，特色と魅力のあるまちづくりが望まれている。</p> <p>本市の工業は，都心に近接しているという好条件を活かして，高度成長期に著しく成長し，その過程で高度な技術集積地として発展してきた。</p> <p>現在，機械工業を中心に，大工場から小工場まで数多くの工場が活発な生産活動を続け，首都圏を代表する先進的技術集積地の一つとなっている。</p>							

	<p><u>作放棄地化などの問題が深刻化している。</u></p>	<p>本市は、つくばエクスプレス沿線整備をはじめとして、「東葛テクノプラザ」や「東京大学」等の支援機関、研究機関が設置され、新たな人、モノ、情報の流れが生じている。また、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき、東葛、川口地域は基盤的技術産業集積に係る国の地域承認を受けた。今後、この地域は産業集積の活性化のための助成や支援を受けることが可能である。</p> <p>農業においては、都市化の進展により、農業従事者の減少と高齢化、農地のかい廃や耕作放棄地の増加等の影響を受けているものの、首都圏近郊の好立地を生かした野菜産地として、県内上位の農業産出額を維持している。</p>	
<p>第1編 第4章 8 11p</p>	<p>(2) 土地利用状況</p> <p>首都圏から30km圏内に位置する本市の地理的な条件や交通利便性などから、土地全体に占める宅地の割合は、<u>33.4%</u>を占め、中でも住宅地として利用される土地は<u>26.5%</u>を占めている。</p> <p>現状でも、土地区画整理事業の施行や民間の開発行為などにより宅地化する傾向が依然として見受けられる。</p> <p>地域的には、土地区画整理事業が進む<u>柏北部中央地区</u>や<u>柏インターチェンジ周辺地区</u>などでの宅地化が今後進むものと考えられる。</p> <p>田畑・山林などに利用されている土地の割合は<u>30.8%</u>を占めており、これらの土地は、食料供給の源であるとともに、都市における防災空間や貴重な緑資源として、今後も重要な位置を占めるものと思われる。<u>(令和4年度市政概要)</u></p>	<p>(2) 土地利用状況</p> <p>首都圏から30km圏内に位置する本市の地理的な条件や交通利便性などから、土地全体に占める宅地の割合は、<u>31.5%</u>を占め、中でも住宅地として利用される土地は<u>24.9%</u>を占めている。</p> <p>現状でも、土地区画整理事業の施行や民間の開発行為などにより宅地化する傾向が依然として見受けられる。</p> <p>地域的には、<u>つくばエクスプレスが開通し</u>、土地区画整理事業が進む<u>北部地区</u>や<u>柏インターチェンジ周辺地区</u>などでの宅地化が今後進むものと考えられる。</p> <p>田畑・山林などに利用されている土地の割合は<u>35.8%</u>を占めており、これらの土地は、食料供給の源であるとともに、都市における防災空間や貴重な緑資源として、今後も重要な位置を占めるものと思われる。</p>	

				る。			
第1編 第5章 2 16p	機関の名称 農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	事務又は業務の大綱 1 災害救助用米穀等の緊急引渡 2 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整		機関の名称 農林水産省 関東農政局 千葉農政事務所	事務又は業務の大綱 1 災害救助用米穀等の緊急引渡 2 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整	・現在の状況を反映	
第1編 第5章 2 16p	柏警察署	1 警備体制の整備 2 交通規制に係る体制整備 3 武力攻撃災害対応体制の整備 4 死体（安否不明者）の捜索及び検視に関すること		柏警察署	1 警備体制の整備 2 交通規制に係る体制整備 3 武力攻撃災害対応体制の整備 4 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること	・地域防災計画に応じた修正	
第2編 第1章 第1 18p	部 危機管理部	平素の業務 ・市国民保護協議会の運営に関すること。 ・柏市国民保護計画の見直し・変更に関すること。 ・備蓄物資に関すること。 ・非常通信体制の整備に関すること。 ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること。 ・特殊標章の交付体制に関すること。 ・国民保護に関する各部間の調整に関すること。 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること。 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること。 ・その他各部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。		部 総務部	課 行政課 人事課 資産管理課 防災安全課 技術管理課 監査事務局 選挙管理委員会事務局	平素の業務 ・市国民保護協議会の運営に関すること。 ・柏市国民保護計画の見直し・変更に関すること。 ・備蓄物資に関すること。 ・非常通信体制の整備に関すること。 ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること。 ・特殊標章の交付体制に関すること。 ・国民保護に関する各部間の調整に関すること。 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること。 ・警報の通知及び緊急通報	・組織改編を反映

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>職員の任用・研修に関すること。</u></li> <li>・<u>その他総務部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</u></li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>の発令に関すること。</u></li> <li>・<u>その他各部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</u></li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・通信体制の整備</li> <li>・その他企画部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算，その他の財務に関すること。</li> <li>・現金及び物品の出納，保管体制の整備に関すること。</li> <li>・その他財政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報広報体制の整備に関すること。</li> <li>・その他広報部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・その他市民生活部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・通信体制の整備</li> <li>・その他企画部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</li> <li>・福祉避難所運営に関すること。</li> <li>・<u>地域保健の整備に関すること。</u></li> <li>・<u>保健衛生の確保に係る調整等に関すること。</u></li> <li>・<u>医療用物資の備蓄に関すること。</u></li> <li>・その他健康医療部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算，その他の財務に関すること。</li> <li>・現金及び物品の出納，保管体制の整備に関すること。</li> <li>・その他財政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略課</li> <li>・情報・業務改善課</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政課</li> <li>・債権管理課</li> <li>・契約課</li> <li>・収納課</li> <li>・市民税課</li> <li>・資産税課</li> <li>・会計課</li> </ul>		

	福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</li> <li>・福祉避難所運営に関すること。</li> <li>・その他福祉部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	地域づくり推進部	秘書課 広報広聴課 協働推進課 地域支援課 スポーツ課 各近隣センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・情報広報体制の整備に関すること。</li> <li>・その他地域づくり推進部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	
	こども部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の安全、避難計画に関すること。</li> <li>・その他こども部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>		市民生活部	市民課 消費生活センター 保険年金課 沼南支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・その他市民生活部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>
	環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関すること。</li> <li>・その他環境部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>			保健福祉部	福祉政策課 地域医療推進課 高齢者支援課 地域包括支援課 法人指導課 医療公社管理課 障害福祉課 生活支援課
	経済産業部 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等運送体制の整備に関すること。</li> <li>・その他経済産業部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>		都市部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設計画に関すること。</li> <li>・公園、緑地に関すること。</li> <li>・その他都市部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>
	土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川に関すること。</li> <li>・その他土木部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				上下水道局
	教育総務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び教育施設に関すること。</li> </ul>				

	部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・その他教育総務部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保護に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・その他生涯学習部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の安全、避難等に関すること。</li> <li>・学用品の確保、調達に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・その他学校教育部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動体制の整備に関すること。</li> <li>・その他消防局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整体制の整備に関すること。</li> <li>・その他議会事務局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健の整備に関すること。</li> <li>・保健衛生の確保に係る調整等に関すること</li> <li>・医療用物資の備蓄に関すること。</li> <li>・その他保健所内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	子ども部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児等の安全、避難計画に関すること。</li> <li>・その他子ども部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				
	環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関すること。</li> <li>・その他環境部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>				

			対策課		
		経済産業部	商工振興課 農政課 公設市場 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等運送体制の整備に関すること。</li> <li>・その他経済産業部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	
		都市部	都市計画課 住環境再生課 北部整備課 建築指導課 開発事業調整課 宅地課 住宅政策課 公園緑地課 市街地整備課 北柏駅周辺整備課 中心市街地整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設計画に関すること。</li> <li>・公園，緑地に関すること。</li> <li>・その他都市部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	

			道路総務課 道路保全課 交通政策課 交通施設課 道路整備課 下水道経営課 下水道整備課 下水道維持管理課 河川排水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路，河川に関すること。</li> <li>・下水道施設に関すること。</li> <li>・その他土木部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	
		水道部	総務課 給水課 配水課 浄水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設に関すること。</li> <li>・飲料水の確保，供給に関すること。</li> <li>・その他水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	
		生涯学習部	教育総務課 生涯学習課 文化課 中央公民館 図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保護に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・その他生涯学習部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	

			学校教育課 学校財務課 教職員課 学校施設課 学校保健課 指導課 児童生徒課 教育研究所 学校給食センター 少年補導センター 各市立小中 高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び教育施設に関すること。</li> <li>・児童・生徒の安全, 避難等に関すること。</li> <li>・学用品の確保, 調達に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・その他学校教育部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	
			企画総務課 消防職員課 消防団課 火災予防課 警防課 救急課 指揮統制課 各署・各分署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動体制の整備に関すること。</li> <li>・その他消防局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	
			庶務課 議事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整体制の整備に関すること。</li> <li>・その他議会事務局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。</li> </ul>	

第2編 第1章 第1 2 21p	・国民保護等連絡室は、 <u>危機管理部長</u> が設置し、速やかに市長に報告する。		・国民保護等連絡室は、 <u>総務部長</u> が設置し、速やかに市長に報告する。										
第2編 第1章 第1 2 21p	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 432 669 507">体 制</td> <td data-bbox="669 432 972 507">参集人員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 507 669 772">①国民保護等連絡室体制</td> <td data-bbox="669 507 972 772"><u>危機管理部長</u>，各部庶務担当課長，各部局等危機管理・防災統括リーダー，防災安全課職員，事態に応じた関係部課職員</td> </tr> </table>	体 制	参集人員	①国民保護等連絡室体制	<u>危機管理部長</u> ，各部庶務担当課長，各部局等危機管理・防災統括リーダー，防災安全課職員，事態に応じた関係部課職員		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 432 1420 507">体 制</td> <td data-bbox="1420 432 1722 507">参集人員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 507 1420 772">①国民保護等連絡室体制</td> <td data-bbox="1420 507 1722 772"><u>総務部長</u>，各部庶務担当課長，各部局等危機管理・防災統括リーダー，防災安全課職員，事態に応じた関係部課職員</td> </tr> </table>	体 制	参集人員	①国民保護等連絡室体制	<u>総務部長</u> ，各部庶務担当課長，各部局等危機管理・防災統括リーダー，防災安全課職員，事態に応じた関係部課職員		
体 制	参集人員												
①国民保護等連絡室体制	<u>危機管理部長</u> ，各部庶務担当課長，各部局等危機管理・防災統括リーダー，防災安全課職員，事態に応じた関係部課職員												
体 制	参集人員												
①国民保護等連絡室体制	<u>総務部長</u> ，各部庶務担当課長，各部局等危機管理・防災統括リーダー，防災安全課職員，事態に応じた関係部課職員												
第2編 第1章 第1 2 22p	<p>(5) 職員の参集が困難な場合の対応</p> <p><u>柏市国民保護対策本部員</u>及び国民保護担当（各部局課危機管理・防災担当等）職員が，交通の途絶，職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し，あらかじめ，代替職員を定めるなど，事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお，柏市国民保護対策本部長及び<u>柏市国民保護対策副本部長</u>の代替職員については，以下のとおりとする。</p> <p><b>【柏市国民保護対策本部長，柏市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】</b></p> <p>①<u>柏市国民保護対策本部長</u>（市長）</p> <p>第1位 第1順位副市長</p> <p>第2位 第2順位副市長</p> <p>第3位 <u>総務部長</u></p>		<p>(5) 職員の参集が困難な場合の対応</p> <p><u>市の幹部職員</u>及び国民保護担当（各部局課危機管理・防災担当等）職員が，交通の途絶，職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し，あらかじめ，代替職員を定めるなど，事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお，柏市国民保護対策本部長及び市国民保護対策副本部長の代替職員については，以下のとおりとし，<u>柏市国民保護対策本部員の代替職員については，各部であらかじめ順位を定めておくものとする。</u></p> <p><b>【柏市国民保護対策本部長，市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 1214 1323 1331">順 位</td> <td data-bbox="1323 1214 1520 1331"><u>柏市国民保護対策本部長</u> （市長）</td> <td data-bbox="1520 1214 1722 1331"><u>市国民保護対策副本部長</u> （副市長）</td> </tr> </table>		順 位	<u>柏市国民保護対策本部長</u> （市長）	<u>市国民保護対策副本部長</u> （副市長）	・記載方法の変更					
順 位	<u>柏市国民保護対策本部長</u> （市長）	<u>市国民保護対策副本部長</u> （副市長）											

	<p>第4位以下は柏市長職務代理規則第3条第2項に定める順序のとおり</p> <p>②柏市国民保護対策副本部長（第1順位副市長）</p> <p>第1位 第2順位副市長</p> <p>第2位 総務部長</p> <p>第3位以下は柏市長職務代理規則第3条第2項に定める順序のとおり</p> <p>※副市長の順位は柏市長職務代理規則第2条に定める順序のとおり</p>	<table border="1"> <tr><td>第1位</td><td>副市長</td><td>総務部長</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>総務部長</td><td>企画部長</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>企画部長</td><td>財政部長</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>財政部長</td><td>地域づくり推進部長</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>地域づくり推進部長</td><td>市民生活部長</td></tr> <tr><td>第6位</td><td>市民生活部長</td><td>保健福祉部長</td></tr> <tr><td>第7位</td><td>保健福祉部長</td><td>保健所長</td></tr> <tr><td>第8位</td><td>保健所長</td><td>こども部長</td></tr> <tr><td>第9位</td><td>こども部長</td><td>環境部長</td></tr> <tr><td>第10位</td><td>環境部長</td><td>経済産業部長</td></tr> <tr><td>第11位</td><td>経済産業部長</td><td>都市部長</td></tr> <tr><td>第12位</td><td>都市部長</td><td>土木部長</td></tr> <tr><td>第13位</td><td>土木部長</td><td></td></tr> </table>	第1位	副市長	総務部長	第2位	総務部長	企画部長	第3位	企画部長	財政部長	第4位	財政部長	地域づくり推進部長	第5位	地域づくり推進部長	市民生活部長	第6位	市民生活部長	保健福祉部長	第7位	保健福祉部長	保健所長	第8位	保健所長	こども部長	第9位	こども部長	環境部長	第10位	環境部長	経済産業部長	第11位	経済産業部長	都市部長	第12位	都市部長	土木部長	第13位	土木部長		
第1位	副市長	総務部長																																								
第2位	総務部長	企画部長																																								
第3位	企画部長	財政部長																																								
第4位	財政部長	地域づくり推進部長																																								
第5位	地域づくり推進部長	市民生活部長																																								
第6位	市民生活部長	保健福祉部長																																								
第7位	保健福祉部長	保健所長																																								
第8位	保健所長	こども部長																																								
第9位	こども部長	環境部長																																								
第10位	環境部長	経済産業部長																																								
第11位	経済産業部長	都市部長																																								
第12位	都市部長	土木部長																																								
第13位	土木部長																																									
第2編 第1章 第1 4 24p	(2) 国民の権利利益に関する文書の保存 市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。	(2) 国民の権利利益に関する文書の保存 市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。	・誤記の訂正																																							
第2編 第1章 第4 2 30p	(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。	(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。	・用語の修正																																							

	<p>この場合において、<u>民生委員・児童委員</u>や<u>社会福祉協議会</u>、<u>国際交流協会</u>等との協力体制を構築するなど、<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>、<u>外国人</u>等に対する伝達に配慮する。</p>	<p>この場合において、<u>民生委員</u>や<u>社会福祉協議会</u>、<u>国際交流協会</u>等との協力体制を構築するなど、<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>、<u>外国人</u>等に対する伝達に配慮する。</p>	
<p>第2編 第1章 第4 3(1) 31p</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、武力攻撃等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」）を用いて県に報告する。</u> なお、<u>安否情報システムが利用できない場合の安否報告は、安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）により、県に報告する。</u></p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）により、県に報告する。</u> なお、<u>安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する安否情報収集様式（様式第1号・様式第2号）により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</u></p>	<p>・市町村モデルに基づく変更</p>
<p>第2編 第1章 第4 3(1) 32p</p>	<p>【安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）】<u>様式第1号</u></p>	<p>【安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）】</p>	<p>・様式番号の補足</p>
<p>第2編 第1章 第4 3(1) 33p</p>	<p>【安否情報収集様式（死亡住民）】<u>様式第2号</u></p>	<p>【安否情報収集様式（死亡住民）】</p>	
<p>第2編</p>	<p>【安否情報報告書】<u>様式第3号</u></p>	<p>【安否情報報告書】</p>	

<p>第1章 第4 3(1) 34p</p>																																																																																	
<p>第2編 第1章 第4 4 36p</p>	<p>【被災情報の報告様式】</p> <p>年月日に発生した〇〇〇による被害(第報)</p> <p>年月日時分 柏市</p> <p>1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(または地域)</p> <p>(1) 発生日時 令和 年月日</p> <p>(2) 発生場所 柏市〇〇町△△丁目〇番地(北緯 度, 東経 度)</p> <p>2 発生した武力攻撃災害の状況の概要</p> <p>3 人的・物的被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="4">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>安否不明者</th> <th>負傷者 重傷 軽傷</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(棟)</td> <td>(棟)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢等及び死亡時の概況を一人ずつ記入して下さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>年月日</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	人的被害				住家被害		その他	死者	安否不明者	負傷者 重傷 軽傷	全壊	半壊			(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)										市町村名	年月日	性別	年齢	概況						<p>【被災情報の報告様式】</p> <p>年月日に発生した〇〇〇による被害(第報)</p> <p>年月日時分 柏市</p> <p>1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(または地域)</p> <p>(1) 発生日時 令和 年月日</p> <p>(2) 発生場所 柏市〇〇町△△丁目〇番地(北緯 度, 東経 度)</p> <p>2 発生した武力攻撃災害の状況の概要</p> <p>3 人的・物的被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">行方不明者</th> <th colspan="2">負傷者</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(棟)</td> <td>(棟)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢等及び死亡時の概況を一人ずつ記入して下さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>年月日</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	死者	行方不明者	負傷者		住家被害		その他	重傷	軽傷	全壊	半壊		(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)										市町村名	年月日	性別	年齢	概況						<p>様式内容 の修正</p>
市町村名	人的被害				住家被害		その他																																																																										
	死者	安否不明者	負傷者 重傷 軽傷	全壊	半壊																																																																												
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																																																											
市町村名	年月日	性別	年齢	概況																																																																													
市町村名	死者	行方不明者	負傷者		住家被害		その他																																																																										
			重傷	軽傷	全壊	半壊																																																																											
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																																																											
市町村名	年月日	性別	年齢	概況																																																																													
<p>第2編 第1章 第5 2 37p</p>	<p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、自衛隊等との連携による、NB</p>	<p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、自衛隊等との連携を図</p>	<p>・市町村 モデルに 基づく変 更</p>																																																																														

	<u>C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練, 広域にわたる避難訓練, 地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について, 人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに, 実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	る。																																									
第2編 第2章 5 41p	5 避難施設の指定への協力 (1) 市は, 県が行う避難施設の指定に際しては, <u>施設の収容人数, 構造, 保有設備等の必要な情報を提供する</u> な県に協力する。	5 避難施設の指定への協力 (1) 市は, 県が行う避難施設の指定に際しては, 必要な情報を提供するなど県に協力する。																																									
第2編 第2章 6 41p	また, 市は, 「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成27年4月21日付内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付事務連絡)に基づき, その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。	また, 市は, 「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき, その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。	・新しい通知の内容を反映																																								
第2編 第2章 6 42p	<b>【施設の種類の等及び所管省庁】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類の等</th> <th>所管省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所, 変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設, 軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類の等	所管省庁	第27条	1号	発電所, 変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	国土交通省	4号	鉄道施設, 軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	<b>【施設の種類の及び所管省庁】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類の</th> <th>所管省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所, 変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設, 軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類の	所管省庁	第27条	1号	発電所, 変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設, 軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	・令和6年4月からの状況を反映
国民保護法施行令	各号	施設の種類の等	所管省庁																																								
第27条	1号	発電所, 変電所	経済産業省																																								
	2号	ガス工作物	経済産業省																																								
	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	国土交通省																																								
	4号	鉄道施設, 軌道施設	国土交通省																																								
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																								
国民保護法施行令	各号	施設の種類の	所管省庁																																								
第27条	1号	発電所, 変電所	経済産業省																																								
	2号	ガス工作物	経済産業省																																								
	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	厚生労働省																																								
	4号	鉄道施設, 軌道施設	国土交通省																																								
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																								

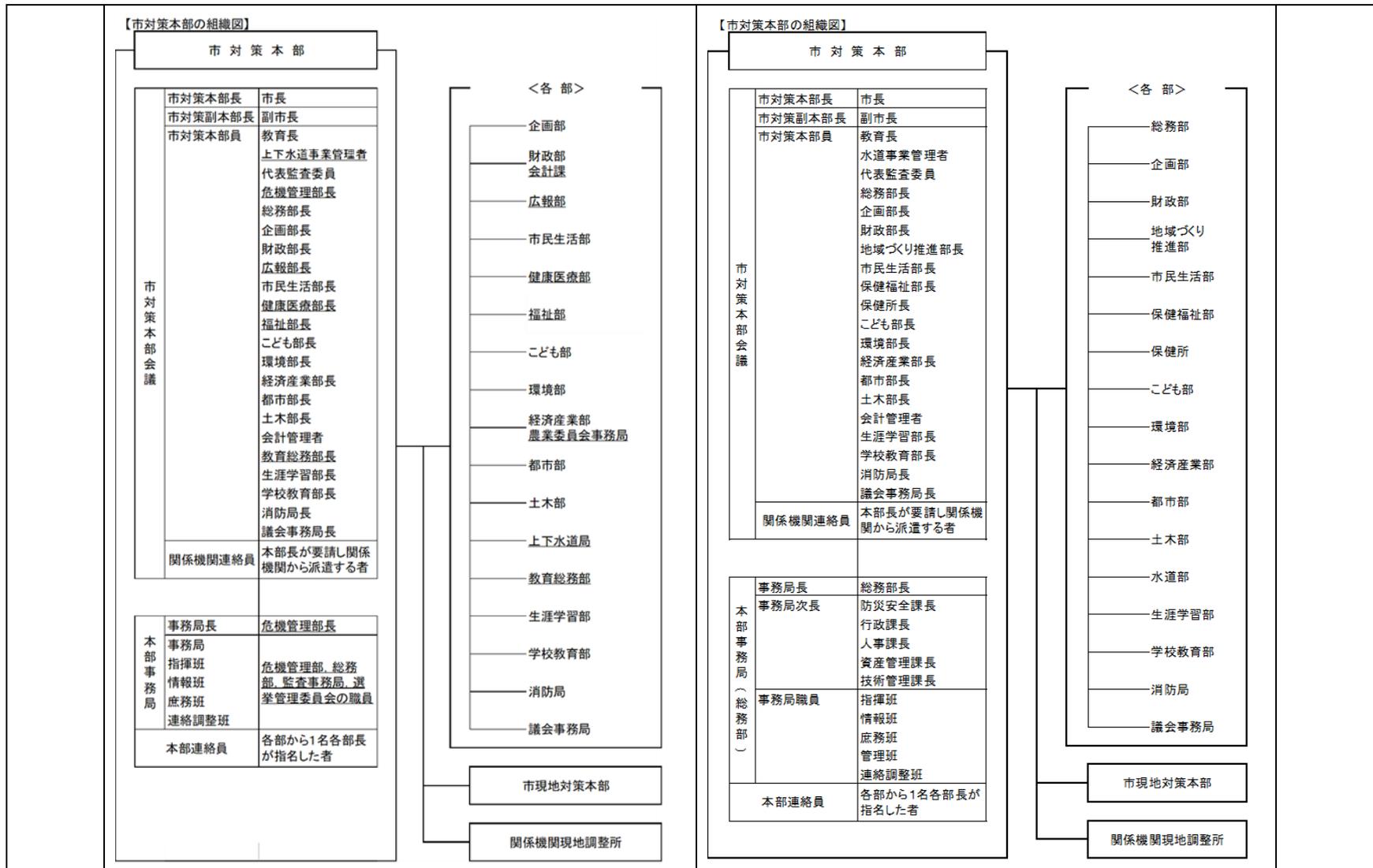
		6号	放送用無線設備	総務省			6号	放送用無線設備	総務省			
		7号	水域施設, 係留施設	国土交通省			7号	水域施設, 係留施設	国土交通省			
		8号	滑走路等, 旅客ターミナル施設, 航空保安施設	国土交通省			8号	滑走路等, 旅客ターミナル施設, 航空保安施設	国土交通省			
		9号	ダム	国土交通省			9号	ダム	国土交通省 農林水産省			
	第28条		1号	危険物		総務省消防庁	第28条		1号		危険物	総務省消防庁
			2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)		厚生労働省			2号		毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
			3号	火薬類		経済産業省			3号		火薬類	経済産業省
			4号	高压ガス		経済産業省			4号		高压ガス	経済産業省
			5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)		原子力規制委員会			5号		核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省
			6号	核原料物質		原子力規制委員会			6号		核原料物質	文部科学省 経済産業省
			7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)		原子力規制委員会			7号		放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省

		8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法））	厚生労働省 農林水産省		8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法））	厚生労働省 農林水産省		
		9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省		9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省		
		10号	生物剤，毒素	各省庁（主務大臣）		10号	生物剤，毒素	各省庁（主務大臣）		
		11号	毒性物質	経済産業省		11号	毒性物質	経済産業省		
第2編 第3章 1	(3) 事前の予防対策 避難行動要支援者本人，家族及び地域住民が，次に掲げるような，災害に対する心構えをしてもらうため， <u>民生委員・児童委員</u> や「地区社会福祉協議会」などを通じて啓発を行う。				(3) 事前の予防対策 避難行動要支援者本人，家族及び地域住民が，次に掲げるような，災害に対する心構えをもらうため， <u>民生委員</u> や「地区社会福祉協議会」などを通じて啓発を行う。				・用語の修正	

<p>2編 第4章 1 46p</p>	<p>1 市における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、<u>防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。</u></p>	<p>1 市における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</p>	<p>・市町村モデルに基づく変更</p>
<p>第3編 第1章 1 49p</p>	<p>1 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の設置及び初動体制 (1) 国民保護等連絡室の設置 ア <u>危機管理部長</u>は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「国民保護等連絡室」を設置する。  ウ <u>危機管理部長</u>は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。  【国民保護等連絡室の組織構成図】 連絡室長(<u>危機管理部長</u>)</p>	<p>1 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の設置及び初動体制 (1) 国民保護等連絡室の設置 ア <u>総務部長</u>は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「国民保護等連絡室」を設置する。 ウ <u>総務部長</u>は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。  【国民保護等連絡室の組織構成図】 連絡室長(<u>総務部長</u>)</p>	<p>・組織改編を反映</p>

<p>第3編 第1章 1 50p</p>	<p>【国民保護等連絡室の組織構成図】</p>	<p>【国民保護等連絡室の組織構成図】</p>	<p>・組織改編を反映</p>
<p>第3編 第2章 1 52p</p>	<p>③市対策本部員及び市対策本部事務局員の参集 市対策本部事務局員（危機管理部）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員参集システム等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p>	<p>③市対策本部員及び市対策本部事務局員の参集 市対策本部事務局員（総務部）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員参集システム等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p>	<p>・組織改編を反映</p>

	<p>④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部事務局員（危機管理部）は、市役所本庁舎3階庁議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。なお、関係機関等が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段等の状態を確認しておくこととする。</p> <p>また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に設置した旨を連絡する。</p> <p>さらに、市対策本部事務局（危機管理部）は、直ちに、地方公共機関など関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知するものとする。</p>	<p>④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部事務局員（総務部）は、市役所本庁舎3階庁議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。なお、関係機関等が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段等の状態を確認しておくこととする。</p> <p>また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に設置した旨を連絡する。</p> <p>さらに、市対策本部事務局（総務部）は、直ちに、地方公共機関など関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知するものとする。</p>	
<p>第3編 第2章 1 53p</p>	<p>【代替施設の指定】</p> <p>次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。</p> <p>第1位 上下水道局庁舎 第2位 ウェルネス柏 第3位 沼南支所</p>	<p>【代替施設の指定】</p> <p>次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。</p> <p>第1位 ウェルネス柏 第2位 沼南支所</p>	<p>・地域防災計画に応じた修正</p>
<p>第3編 第2章 1 55p</p>	<p>【市対策本部の組織図】</p>	<p>【市対策本部の組織図】</p>	<p>・組織改編を反映</p>



第3編 第2章 1 56p	② 事務局の編成及び所掌事務 <u>本部の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部事務局を置く。本部事務局は、危機管理部、総務部を中心に編成する。</u>	② 事務局の所掌事務 <u>(新規)</u>	・事務局の編成に関する表記の変更													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指揮班</td> <td>           1 市対策本部の設置及び運営に関する事            2 事務局各班の総括指揮、調整に関する事            3 国民保護対策の検討に関する事            4 市現地対策本部の設置及び運営に関する事            5 国・県等関係機関との連絡調整に関する事            6 他の機関の出動要請に関する事            7 市対策本部会議の運営に関する事            8 県、市防災無線の運用統制に関する事         </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>           1 情報の収集・伝達に関する事            2 情報の記録統計に関する事            3 取りまとめた資料の関係機関への伝達に関する事            4 市対策本部会議資料の作成、会議の記録に関する事         </td> </tr> </tbody> </table>	班名		所掌事務	指揮班	1 市対策本部の設置及び運営に関する事 2 事務局各班の総括指揮、調整に関する事 3 国民保護対策の検討に関する事 4 市現地対策本部の設置及び運営に関する事 5 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 6 他の機関の出動要請に関する事 7 市対策本部会議の運営に関する事 8 県、市防災無線の運用統制に関する事	情報班	1 情報の収集・伝達に関する事 2 情報の記録統計に関する事 3 取りまとめた資料の関係機関への伝達に関する事 4 市対策本部会議資料の作成、会議の記録に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>課名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指揮班</td> <td>防災安全課</td> <td>           1 市対策本部の設置及び運営に関する事            2 事務局各班の総括指揮、調整に関する事            3 国民保護対策の検討に関する事            4 市現地対策本部の設置及び運営に関する事            5 国・県等関係機関との連絡調整に関する事            6 他の機関の出動要請に関する事            7 市対策本部会議の運営に関する事            8 県、市防災無線の運用統制に関する事         </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>行政課</td> <td>           1 情報の収集・伝達に関する事            2 情報の記録統計に関する事            3 取りまとめた資料の関係機関への伝達に関する事            4 市対策本部会議資料の作         </td> </tr> </tbody> </table>	班名	課名	所掌事務	指揮班	防災安全課	1 市対策本部の設置及び運営に関する事 2 事務局各班の総括指揮、調整に関する事 3 国民保護対策の検討に関する事 4 市現地対策本部の設置及び運営に関する事 5 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 6 他の機関の出動要請に関する事 7 市対策本部会議の運営に関する事 8 県、市防災無線の運用統制に関する事	情報班
班名	所掌事務															
指揮班	1 市対策本部の設置及び運営に関する事 2 事務局各班の総括指揮、調整に関する事 3 国民保護対策の検討に関する事 4 市現地対策本部の設置及び運営に関する事 5 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 6 他の機関の出動要請に関する事 7 市対策本部会議の運営に関する事 8 県、市防災無線の運用統制に関する事															
情報班	1 情報の収集・伝達に関する事 2 情報の記録統計に関する事 3 取りまとめた資料の関係機関への伝達に関する事 4 市対策本部会議資料の作成、会議の記録に関する事															
班名	課名	所掌事務														
指揮班	防災安全課	1 市対策本部の設置及び運営に関する事 2 事務局各班の総括指揮、調整に関する事 3 国民保護対策の検討に関する事 4 市現地対策本部の設置及び運営に関する事 5 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 6 他の機関の出動要請に関する事 7 市対策本部会議の運営に関する事 8 県、市防災無線の運用統制に関する事														
情報班	行政課	1 情報の収集・伝達に関する事 2 情報の記録統計に関する事 3 取りまとめた資料の関係機関への伝達に関する事 4 市対策本部会議資料の作														

		5 市対策本部の活動記録に関する こと。				成、会議の記録に関する こと。 5 市対策本部の活動記録に 関すること。
	庶務班	1 職員の動員に関する こと。 2 国民保護措置従事職員名簿の 作成及び給食に関する こと。 3 応援派遣要請及び受け入れ態 勢の整備に関する こと。 4 職員の安否確認に関する こと。 5 職員の健康管理及び交代要員 の手配等に関する こと。 6 特殊標章に関する こと。		庶務班	人事課	1 職員の動員に関する こと。 2 国民保護措置従事職員名 簿の作成及び給食に関する こと。 3 応援派遣要請及び受け入 れ態勢の整備に関する こと。 4 職員の安否確認に関する こと。 5 職員の健康管理及び交代 要員の手配等に関する こと。 6 特殊標章に関する こと。
	管理班	1 庁舎管理及び庁内施設の保全に 関すること。 2 配車計画及び車両の借り上げに 関すること。 3 市有財産の被害調査に関する こと。 4 応急措置のための土地、家屋の 使用に関する こと。		管理班	資産管理 課 営繕管理 室	1 庁舎管理及び庁内施設の 保全に関する こと。 2 配車計画及び車両の借り 上げに関する こと。 3 市有財産の被害調査に関 すること。 4 応急措置のための土地、家 屋の使用に関する こと。
	連絡調 整班	1 市対策本部における決定事項等 の各部への伝達、調整に関する こと。 2 各部の被害状況、対応状況の把 握及びその報告に関する こと。		連絡調 整班	技術管理 課 監査事務 局 選挙管理委員会事	1 市対策本部における決定 事項等の各部への伝達、調整 に関する こと。 2 各部の被害状況、対応状況 の把握及びその報告に関す

			務局	ること。		
第3編 第2章 1 56p	③ 各部の所掌事務		③ 各部の所掌事務			・市町村 モデルに 基づく変 更 ・組織改 編を反映
	部	所掌事務	部	課名	所掌事務	
	企画部	1 復旧計画策定に関する こと。 2 市対策本部長の特命事項 に関する こと。 3 近隣市への応援要請に 関する こと。	企画部	経営戦略 課 情報・業務 改善課	1 復旧計画策定に関する こ と。 2 市対策本部長の特命事項 に 関する こと。 3 近隣市への応援要請に 関 する こと。	
	財政部 会計課	1 応急財政措置に関する こと。 2 非常用備品等の購入に 関する こと。 3 家屋及び土地の被害状 況調 査に 関する こと。 4 <u>市税の減免等</u> に関する こ と。	財政部	財政課 債権管理 課 契約課 収納課 市民税課 資産税課 会計課	1 応急財政措置に関する こ と。 2 非常用備品等の購入に 関 する こと。 3 家屋及び土地の被害状 況調 査に 関する こと。 4 <u>市税の減免</u> に関する こ と。	
	広報部	1 <u>市対策本部長，市対策副本部長及び市 対策本部員の秘書に関する こ と。</u> 2 <u>災害見舞い及び視察者の接 遇に 関する こ と。</u> 3 <u>情報の広報に関する こ と。</u> 4 <u>報道機関との連絡に 関 する こ と。</u> 5 <u>記録，写真撮影に 関 する こ と。</u>	地域づ くり推 進部	秘書課 広報広聴 課 協働推進 課 地域支援 課 スポーツ	1 <u>市対策本部長，市対策副本 部長及び市対策本部員の秘書 に 関する こ と。</u> 2 <u>避難場所・避難所（所管施 設） の開 設及び維持管理に 関 する こ と。</u> 3 <u>災害見舞い及び視察者の接 遇に 関 する こ と</u>	
市民生活部	1 避難者の誘導に関する こ と。 2 避難場所・避難所（所管 施設） の開 設 及び 維持 管理 に 関 する こ と。 3 避難所入所記録及び物品 受払 簿の 作成 に 関 する こ と。	健康医	1 <u>救護班の編成及び救護所 の 設 置に 関 す</u>			

	療部	<u>ること。</u> <u>2 介護等で行う人員の手配に関すること。</u> <u>3 医療助産活動に関すること。</u> <u>4 医療関係機関との連絡調整に関すること。</u> <u>5 所管施設利用者の安否確認に関すること。</u> <u>6 所管施設の点検，被害状況の取りまとめ，復旧に関すること。</u> <u>7 避難者同伴のペットなどに関すること。</u> <u>8 防疫活動に関すること。</u> <u>9 医薬品，資器材等の調達に関すること。</u> <u>10 感染予防対策に関すること。</u> <u>11 医療及び医薬品に関する被災情報の収集等に関すること。</u> <u>12 医療物資の調達（国・県との調整）に関すること。</u> <u>13 医療，看護，助産，要配慮者支援等を行う専門ボランティアの受け入れに関すること。</u>		課 各近隣センター	<u>4 情報の広報に関すること。</u> <u>5 報道機関との連絡に関すること。</u> <u>6 記録，写真撮影に関すること。</u>
			市民生活部	市民課 消費生活センター 保険年金課 沼南支所出張所	<u>1 避難者の誘導に関すること。</u> <u>2 避難場所・避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること。</u> <u>3 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること。</u>
	福祉部	<u>1 福祉関係団体との連絡調整に関すること。</u> <u>2 福祉関係被害状況の調査，報告に関すること。</u> <u>3 介護等で行う人員の手配に関すること。</u> <u>4 安否不明者の捜索に関すること。</u> <u>5 死体の収容及び処理に関すること。</u>	保健福祉部	福祉政策課 地域医療推進課 高齢者支援課 地域包括支援課 法人指導課 医療公社管理課 障害福祉課 生活支援課	<u>1 救護班の編成及び救護所の設置に関すること。</u> <u>2 福祉関係団体との連絡調整に関すること。</u> <u>3 福祉関係被害状況の調査，報告に関すること。</u> <u>4 介護等で行う人員の手配に関すること。</u>
	こども	<u>1 児童の安全確保に関すること。</u>			

	部	<p>2 所管施設の点検，被害状況の取りまとめ，復旧に関すること。</p> <p>3 私立保育園，認可外保育施設，民間の障害施設の被害状況の把握に関すること。</p>				<p>1 医療助産活動に関する<u>こと。</u></p> <p>2 医療関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>3 所管施設利用者の安否確認に関する<u>こと。</u></p> <p>4 所管施設の点検，被害状況の取りまとめ，復旧に関する<u>こと。</u></p> <p>5 避難者同伴のペットなどに関する<u>こと。</u></p> <p>6 防疫活動に関する<u>こと。</u></p> <p>7 医薬品，資器材等の調達に関する<u>こと。</u></p> <p>8 感染予防対策に関する<u>こと。</u></p> <p>9 医療及び医薬品に関する被災情報の収集等に関する<u>こと。</u></p> <p>10 医療物資の調達（国・県との調整）に関する<u>こと。</u></p> <p>11 医療，看護，助産，要配慮者支援等を行う専門ボランティアの受け入れ。<u>。</u></p>	
	環境部	<p>1 廃棄物処理に関する<u>こと。</u></p> <p>2 被災地の防疫及び消毒に関する<u>こと。</u></p> <p>3 し尿処理に関する<u>こと。</u></p> <p>4 応急，仮設トイレの設置及び維持管理に関する<u>こと。</u></p> <p>5 環境保全及び公害発生に関する<u>こと。</u></p>				<p>総務企画課</p> <p>保健予防課</p> <p>生活衛生課</p> <p>地域保健課</p> <p>健康増進課</p> <p>衛生検査課</p>	
	経済産業部 農業委員 会事務局	<p>1 食糧，寝具，日用品等生活必需物資の調達供給に関する<u>こと。</u></p> <p>2 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>3 商工業関係・農業関係被害状況の調査に関する<u>こと。</u></p>				保健所	
	都市部	<p>1 復興計画策定に関する<u>こと。</u></p> <p>2 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する<u>こと。</u></p> <p>3 応急仮設住宅に関する<u>こと。</u></p> <p>4 復興計画の実施に関する<u>こと。</u></p> <p>5 土地区画整理事業等の被害状況調査に関する<u>こと。</u></p> <p>6 公園施設の被害状況調査及び保全に関する<u>こと。</u></p> <p>7 土木部の応援に関する<u>こと。</u></p>				<p>子育て支援課</p> <p>こども福祉課</p>	<p>1 児童，生徒の安全確保に関する<u>こと。</u></p> <p>2 所管施設の点検，被害状況の取りまとめ，復旧に関する</p>
	土木部	<p>1 道路占有及び通行制限に関する<u>こと。</u></p>					

		2 土木関係機関との連絡調整に関する こと。	学童保育 課 保育運 営課 保育園 こども 発達セ ンター	こと。 3 私立保育園，認可外保育施 設，民間の障害施設の被害状 況の把握に関すること。				
		3 交通関係機関等との連絡調整に関する こと。						
		4 交通安全対策に関すること。 5 道路障害物の除去に関すること。 6 土木施設の被害調査及び復旧に関する こと。 7 都市計画道路の被害状況調査に関する こと。 8 治水対策に関すること。						
	<u>上下水 道局</u>	1 応急給水対策に関すること。 2 水道施設の被害調査及び復旧に関する こと。 3 水道関係機関との連絡調整に関する こと。 4 飲料水の確保，供給，水質検査に関する こと。 5 <u>下水道施設の被害調査及び復旧に関す ること。</u>		環境部 環境政策 課 廃棄物政 策課 環境サー ビス課 北部クリ ーンセン ター 南部クリ ーンセン ター 産業廃棄 物課		1 廃棄物処理に関すること。 2 被災地の防疫及び消毒に関 すること。 3 し尿処理に関すること。 4 応急，仮設トイレの設置及 び維持管理に関すること。 5 環境保全及び公害発生に関 すること。		
	<u>教育総 務部</u>	1 <u>教育関係機関との連絡調整に関するこ と。</u> 2 <u>教育委員会関係被害状況調査及び報告 に関すること。</u> 3 <u>所管施設の応急対策に関すること。</u> 4 <u>避難場所・避難所（所管施設）の開設及 び維持管理に関すること。</u> 5 <u>避難所入所記録及び物品受払簿の作成</u>					経済産 業部 商工振興 課 農政課 公設市場 農業委員 会事	1 食糧，寝具，日用品等生活 必需物資の調達供 給に関すること。 2 商工会議所等関係団体との 連絡調整に関すること。 3 商工業関係・農業関係被害

		<u>に関すること。</u>			
	生涯学習部	<u>1 文化財の保護に関すること。</u> <u>2 所管施設の応急対策に関すること。</u> <u>3 避難場所・避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること。</u> <u>4 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること。</u> <u>5 学校教育部の応援に関すること。</u>		務局	状況の調査に関すること。
	学校教育部	<u>1 児童・生徒の安全確保に関すること。</u> <u>2 児童・生徒の避難計画に関すること。</u> <u>3 所管施設の応急対策に関すること。</u> <u>4 学用品の確保，調達に関すること。</u> <u>5 避難場所・避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること。</u> <u>6 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること。</u>	都市部	都市計画課 住環境政策課 北部整備課 建築指導課 開発事業調整課 宅地課 住宅政策課 公園緑地課 市街地整備課 北柏駅周辺整備課 中心市街地整備課	1 復興計画策定に関すること。 2 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。 4 復興計画の実施に関すること。 5 土地区画整理事業等の被害状況調査に関すること。 6 公園施設の被害状況調査及び保全に関すること。 7 土木部の応援に関すること
	消防局	1 武力攻撃災害現場における消防活動に関すること。 2 危険地域の警戒に関すること。 3 消防関係の人員及び資機材の輸送に関すること。 4 消防通信に関すること。 5 消防職団員の動員及び名簿の作成並びに給食に関すること。 6 避難者の誘導に関すること。 7 被害状況調査報告及び災害記録に関すること 8 消防の相互応援に関すること。	土木部	道路総務課 道路保全課 交通政策	1 道路占有及び通行制限に関すること。 2 土木関係機関との連絡調整に関すること。 3 交通関係機関等との連絡調

		9 消防団に関すること。					
	議会事務局	1 市議会との連絡調整体制の整備に関すること。				課 交通施設課 道路整備課 下水道経営課 下水道整備課 下水道維持管理課 河川排水課	<p>整に関すること。</p> <p>4 交通安全対策に関すること。</p> <p>5 道路障害物の除去に関すること。</p> <p>6 土木施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>7 都市計画道路の被害状況調査に関すること。</p> <p>8 治水対策に関すること。</p> <p>9 <u>下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。</u></p> <p>10 <u>土木部の応援に関すること。</u></p>
						水道部 総務課 給水課 配水課 浄水課	<p>1 応急給水対策に関すること。</p> <p>2 水道施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>3 水道関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 飲料水の確保, 供給, 水質検査に関すること。</p>
			生涯学習部 教育総務課 生涯学習課 中央公民館	<p>1 教育関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>2 教育委員会関係被害状況調査及び報告に関すること。</p> <p>3 文化財の保護に関すること。</p>			

			文化課 図書館	4 所管施設の応急対策に関する こと。 5 避難場所・避難所（所管施設） の開設及び維持管理に関する こと。 6 避難所入所記録及び物品受 払簿の作成に関する こと。 7 学校教育部の応援に関する こと。	
		学校教 育部	学校教育 課 学校財務 課 教職員課 学校施設 課 学校保健 課 指導課 児童生徒 課 教育研究 所 学校給食 センター 少年補導 センター	1 児童・生徒の避難計画に関 すること。 2 所管施設の応急対策に関する こと。 3 学用品の確保，調達に関する こと。 4 避難場所・避難所（所管施設） の開設及び維持管理に関 すること。 5 避難所入所記録及び物品受 払簿の作成に関する こと。	

			各 市 立 小 中 高 等 学 校		
		消 防 局	企 画 総 務 課 消 防 職 員 課 消 防 団 課 火 災 予 防 課 警 防 課 救 急 課 指 揮 統 制 課 各 署 ・ 各 分 署	1 武力攻撃災害現場における 消防活動に関すること。 2 危険地域の警戒に関するこ と。 3 消防関係の人員及び資機材 の輸送に関すること。 4 消防通信に関すること。 5 消防職団員の動員及び名簿 の作成並びに給食に関するこ と。 6 避難者の誘導に関するこ と。 7 被害状況調査報告及び災害 記録に関すること 8 消防の相互応援に関するこ と。 9 消防団に関すること。	
		議 会 事 務 局	庶 務 課 議 事 課	1 市議会との連絡調整体制の 整備に関すること。	
第 3 編 第 2 章 1 5 9 p	イ 広報手段 防災行政無線，広報誌，テレビ・ラジオ放送，広報車， 防災速報アプリ，SNS（ソーシャルネットワーキングサ ービス），記者会見，問い合わせ窓口の開設，インターネ ットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して，住 民等に迅速に提供できる体制を整備する。	イ 広報手段 防災行政無線，広報誌，テレビ・ラジオ放送，広報 車，防災速報アプリ， <u>ツイッター</u> ，記者会見，問い合わ せ窓口の開設，インターネットホームページ等のほか 様々な広報手段を活用して，住民等に迅速に提供できる 体制を整備する。			・用語の 修正

<p>第3編 第2章 1 60p</p>	<p>オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め 市対策本部長は、市教育委員会に対し、市内に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、<u>前述の各部の所掌における必要な措置を講ずるよう求める。</u></p>	<p>オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め 市対策本部長は、市教育委員会に対し、市内に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。</p>	<p>・内容の補足</p>
<p>第3編 第2章 2 61p</p>	<p>(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、衛星携帯電話、<u>IP無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</u></p>	<p>(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、衛星携帯電話、<u>移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</u></p>	<p>・最新の状況を反映</p>
<p>第3編 第4章 第1 1 66p</p>	<p>1 警報の内容の伝達等 (1) 警報の内容の伝達 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（<u>消防団、町会・自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など</u>）に警報の内容を伝達する。</p>	<p>1 警報の内容の伝達等 (1) 警報の内容の伝達 <u>警報の内容は、緊急情報ネットワーク（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達され、</u>市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。<u>なお、手段は以下のとおりとする。</u> ア サイレン イ 防災行政無線 ウ 町会・自治会等、自主防災組織、消防団を通じての伝達 エ 広報車 オ ホームページ、メール配信サービス、防災速報アプリ、ツイッター</p>	<p>・項と内容の整合性を整理</p>

		<p>カ ファクシミリ</p> <p>※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	
<p>第3編 第4章 第1 1 66p</p>	<p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>ア 市は、市の他の執行機関（教育委員会など）その他の関係機関（市立病院，保育所（園）など）に対し，警報の内容を通知する。</p> <p>イ 市は，警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに，市のホームページに警報の内容を掲載する。</p>	<p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>ア 市は，市の他の執行機関（教育委員会など）その他の関係機関（市立病院，保育園など）に対し，警報の内容を通知する。</p> <p>イ 市は，警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに，市のホームページに警報の内容を掲載する。</p>	<p>・用語の修正</p>
<p>第3編 第4章 第1 2 67p</p>	<p>(1) 警報の内容の伝達方法</p> <p><u>警報の内容は，緊急情報ネットワーク（Em-Net），全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し，地方公共団体に伝達され，市は，県から警報の内容の通知を受けた場合には，あらかじめ定められた伝達方法（伝達先，手段，伝達順位）により，速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。なお，手段は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア サイレン</u></p> <p><u>イ 防災行政無線</u></p> <p><u>ウ 町会・自治会等，自主防災組織，消防団を通じての伝達</u></p> <p><u>エ 広報車</u></p> <p><u>オ ホームページ，メール配信サービス，防災速報アプリ，SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）</u></p> <p><u>カ ファクシミリ</u></p>	<p>(1) <u>警報の内容の伝達方法については，当面の間は，市が保有する伝達手段に基づき，原則として以下の要領により行う。</u></p> <p><u>ア 「武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</u></p> <p><u>この場合においては，原則として，同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後，武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p> <p><u>イ 「武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</u></p> <p><u>(ア) この場合においては，原則として，サイレンは使用せず，防災行政無線やホームページへの掲載を初めとする手段により，周知を図る。</u></p> <p><u>(イ) なお，市長が特に必要と認める場合には，サイレンを使用して住民に周知を図る。</u></p>	<p>・項と内容の整合性を整理</p> <p>・各項の表記方法の修正</p>

<p>※ <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p><u>(2) 消防機関等及び県警察との連携</u></p> <p>市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等へ個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や表示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。</p> <p><u>(3) 避難行動要支援者への配慮</u></p> <p>警報の内容の伝達においては、特に避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p><u>(4) 警報の解除の伝達</u></p> <p>警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用</p>	<p><u>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等へ個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や表示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他の事項は、警報の発令の場合と同様とする。</p>	
---	---	--

	しないこととする。なお、その他の事項は、警報の発令の場合と同様とする。		
第3編 第4章 第2 2 70p	⑥避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)	⑥要配慮者の避難方法の決定 (避難行動要支援者支援班の設置)	・市町村モデルに基づく変更
第3編 第4章 第2 3 72p	3 避難住民の誘導 (1) 市長による避難住民の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章を携行させる。	3 避難住民の誘導 (1) 市長による避難住民の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、 <u>防災服</u> 、腕章、旗、特殊標章を携行させる。	・廃止されたため削除
第3編 第4章 第2 3 72p	(2) 消防機関の活動 消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。	(2) 消防機関の活動 消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>自力歩行困難な</u> 避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。	・市町村モデルに基づく変更

	<p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	<p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	
<p>第3編 第4章 第2 3 73p</p>	<p>(3) 避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 大規模集客施設等における避難 <u>市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>(7) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、<u>民生委員・児童委員</u>、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(3) 避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、<u>民生委員</u>、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の修正</li> <li>・市町村モデルに基づく変更</li> <li>・号番号の繰り下げ修正</li> </ul>

	(10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略)	(9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略)	
第3編 第4章 第2 3 75p	※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、 <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性がありえるものとして、対応を考える必要がある。</u> また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。	※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <u>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性がありえるものとして、対応を考える必要がある。</u> また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。	・市町村モデルに基づく変更
第7章 第4 100p	第4 NBC攻撃による災害への対処等 1 NBC攻撃による災害への対処等	第4 NBC攻撃による災害への対処 1 NBC攻撃による災害への対処	・用語の修正
第3編 第7章 第4 102p	【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要であ	【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が	・組織改編を反映

	<p>る。</p> <p>このため、防災安全課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、<u>健康医療部</u>等と緊密な連携を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p>	<p>必要である。</p> <p>このため、防災安全課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、<u>保健福祉部</u>等と緊密な連携を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p>	
第3編 第8章 1 104 p	<p>(3) 市は、被災による医療提供体制の状況及び二次的被害（医薬品、毒劇物の流出等）の有無などの情報収集に努めるとともに、収集した情報について県・国が指定する方法により必要時及び定期的に報告を行う。</p>	<p>(3) 市（<u>保健所</u>）は、被災による医療提供体制の状況及び二次的被害（医薬品、毒劇物の流出等）の有無などの情報収集に努めるとともに、収集した情報について県・国が指定する方法により必要時及び定期的に報告を行う。</p>	・組織改編を反映
第3編 第9章 1 106 p	<p>(6) 医療の提供に対する特例</p> <p>市は、医療法、薬機法等に基づき定められた医療等の提供基準に対し、災害時特例または厚生労働省が発出する臨時的対応により、必要な措置を講ずるよう指示・指導、手続等を行う。</p>	<p>(6) 医療の提供に対する特例</p> <p>市（<u>保健所</u>）は、医療法、薬機法等に基づき定められた医療等の提供基準に対し、災害時特例または厚生労働省が発出する臨時的対応により、必要な措置を講ずるよう指示・指導、手続等を行う。</p>	・組織改編を反映
第3編 第9章 2 106 p	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」（平成30年環境省再生・資源環境局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、<u>廃棄物処理体制</u>を整備する。</p>	・地域防災計画との整合性の確保
第3編 第10章 2 107	<p>(1) 被災児童生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行</p>	<p>(1) 被災児童生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就</p>	・記載方法を統一

p	うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等と連携し、適切な措置を講ずる。		学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等と連携し、適切な措置を講ずる。		
第4編 第2章 第1 2 116 p	2 国民保護等連絡室の設置  (1) 危機管理部長は、国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合には、市として情報収集・分析を行うため、国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、危機管理部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な要員により構成する。 なお、国民保護等連絡室は、政府において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連度が低い場合なども同様に設置する。  (3) 危機管理部長は、情報分析の結果、緊急対処事態に該当しないことが判明した場合は、 <u>国民保護連絡等連絡室</u> を廃止する。		2 国民保護等連絡室の設置  (1) 総務部長は、 <u>感染症の異常な発生等</u> 国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合には、市として情報収集・分析を行うため、国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、危機管理部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な <u>少人数</u> の要員により構成する。 なお、国民保護等連絡室は、政府において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連度が低い場合なども同様に設置する。  (3) 総務部長は、情報分析の結果、緊急対処事態に該当しないことが判明した場合は、 <u>国民保護連絡体制</u> を廃止する。	・組織改編を反映 ・例の削除 ・用語の修正	
第4編 第2章 第3 1 124 p	市	情報収集、情報提供、感染経路等の調査(県と協力)、ワクチン接種(県と協力)など	市	情報収集、情報提供など 保健所：感染経路等の調査(県と協力)、ワクチン接種(県と協力)など	・組織改編を反映
	県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種(医療機関と協力) (可能な範囲で)地域・施設の除染、消毒など	県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種(医療機関と協力) (可能な範囲で)地域・施設の除染、消毒など	
	警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規			

		制, 簡易検知, 検体採取, 捜査活動など			
	消防	情報収集, 情報提供, 簡易検知, 救助, 避難誘導, 立入禁止区域等の設定, 被害者の除染 (生物剤を含んだ物質を散布されたときなど), 救急搬送など		警察	情報収集, 情報提供, 現場の保存, 立入禁止区域等の設定, 避難誘導, 救助, 交通規制, 簡易検知, 検体採取, 捜査活動など
	医療機関	救急医療, 市への届け出など		消防	情報収集, 情報提供, 簡易検知, 救助, 避難誘導, 立入禁止区域等の設定, 被害者の除染 (生物剤を含んだ物質を散布されたときなど), 救急搬送など
	自衛隊	捜索及び救出, 除染など		医療機関	救急医療, 保健所への届け出など
				自衛隊	捜索及び救出, 除染など
背表紙	編集発行 柏市 <u>危機管理部危機管理政策課</u>		編集発行 柏市 <u>総務部防災安全課</u>		・組織改編を反映
	〒 277-8505 柏市柏 5-10-1 Tel 04-7170-2248		〒 277-8505 柏市柏 5-10-1 Tel 04-7167-1115		